

## 富山県ひとり親家庭等自立促進計画（現計画）の概要について

子ども支援課

近年の非正規雇用の増加など諸状況の変化に対応し、ひとり親家庭等の自立を促進するため、就業支援、子育て・生活支援などひとり親家庭等に対する支援の方向性と具体的施策を定めた「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定したものの。

### 第 1 章 計画の基本的事項

- 計画の性格            母子及び父子並びに寡婦福祉法第 1 2 条で規定する県の「自立促進計画」
- 計画の期間            平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 年間

### 第 2 章 ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭及び寡婦世帯）を取り巻く状況

1 ひとり親家庭の世帯数	富山県のひとり親家庭の世帯数		
	平成 25 年	平成 20 年	H25/H20 (%)
全世帯数	391, 799	382, 994	102. 3
母子家庭数	8, 082	7, 915	102. 1
全世帯に対する割合 (%)	2. 1	2. 1	
父子家庭数	840	911	92. 2
全世帯に対する割合 (%)	0. 2	0. 2	
(参考) 離婚件数			
富山県 H20    1, 679 件 → H25    1, 562 件    (7. 0%減)			
全 国 H20    251, 136 件 → H25    231, 383 件    (7. 9%減)			
2 ひとり親家庭等の状況 (1) 母子家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子家庭となった原因は離婚が約 85%、約 4 割は年収 200 万円未満</li> <li>・ 母子家庭世帯の約 5 割は養育費を受けたことがない。</li> <li>・ 母子家庭の約 9 割が働いているが、3 割以上は非正規雇用</li> <li>・ 行政への要望 … 経済的支援、就労支援、子育て支援</li> </ul> <p>⇒ 情報提供・相談体制の充実、就業支援、仕事と子育ての両立支援など幅広い支援が必要</p>		
(2) 父子家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父子家庭となった原因は離婚が約 79%、約 2 割で年収 400 万円以上の収入がある一方、200 万円未満も約 7%</li> <li>・ 行政への要望 … 困ったときに子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度の充実</li> </ul> <p>⇒ 日常生活支援及び相談体制の充実が必要</p>		
(3) 寡婦世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業率約 6 割、約半数は年収 300 万円未満</li> <li>・ 生活上の不安・悩み … 自分や家族の健康、生活費、医療費、仕事</li> </ul> <p>⇒ 病気等になった場合における日常生活面での支援が必要</p>		

### 第 3 章 計画の目標と基本的施策

- 1 計画の目標            ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり
- 2 基本的施策            (1) 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化  
                               (2) 就業支援の積極的推進  
                               (3) 子育て・生活支援策の充実強化  
                               (4) 養育費確保及び面会交流の推進  
                               (5) 経済的支援の推進

#### 第4章 施策の展開

基本的施策	具体的施策
<p><b>1 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化</b></p>	<p>(1) 母子・父子自立支援員の活動促進            (2) 母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修等            (3) ひとり親家庭等に対する支援施策及び相談窓口に関する情報提供・広報の充実            (4) 県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）を中心とした相談体制の強化            (5) 専門的な相談に対応するための相談体制の充実</p>
<p><b>2 就業支援の積極的推進</b></p>	<p>〔就業相談・就職支援〕            (1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援            (2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施            (3) 女性のチャレンジ支援事業の実施            〔就業に向けた能力開発支援〕            (4) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援            (5) 就業支援講習会等の実施            (6) 職業訓練を受けやすい環境の整備等            (7) 「ものづくり女性」育成訓練事業の実施            〔就業機会創出のための支援〕            (8) ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ            (9) 一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大            (10) ひとり親等の起業に対する支援            (11) 公的機関や福祉施設等における雇用促進            (12) ハローワーク等と連携した就業支援            〔生活困窮者の自立に向けた支援〕            (13) 生活困窮者自立支援事業の実施</p>
<p><b>3 子育て・生活支援策の充実強化</b></p>	<p>〔子どもを安心して育てられ、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進〕            (1) 切れ目のない子育て支援の充実（保育サービスの充実等）            (2) 放課後児童健全育成事業等の拡充            (3) 地域の力を生かした多様な子育て支援の促進            (4) 学習支援ボランティア事業によるひとり親家庭の児童への学習支援            〔生活に関する支援〕            (5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進            (6) 公営住宅の優先的入居の推進            (7) 住宅資金や転宅資金の貸付けの実施            (8) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援            〔身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進〕            (9) 民生委員・児童委員等による支援の促進            (10) 母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進</p>
<p><b>4 養育費確保及び面会交流の推進</b></p>	<p>(1) 弁護士等による特別相談の充実            (2) 身近な相談員による養育費、面会交流相談の充実            (3) 養育費取得、面会交流に関する情報提供と社会的気運の醸成</p>
<p><b>5 経済的支援の推進</b></p>	<p>(1) 児童扶養手当の支給            (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け            (3) 母子世帯等援護資金の貸付け            (4) ひとり親家庭等医療費助成の実施            (5) 多子世帯等に対する支援の拡充            (6) 高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施</p>

## 第5章 計画の推進にあたって

- (1) 県の関係部局の横断的な取り組みや、国、市町村との行政間の連携をはじめ、母子福祉関係団体、その他の機関・団体等が互いに適切に役割を分担し、連携しながら施策を推進する。
- (2) 福祉や雇用など幅広い行政分野の連携のもとに、施策を推進する。
- (3) 計画に基づく施策の推進にあたっては、「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例に基づく基本計画」など各種計画に基づく諸施策との連携を図る。
- (4) 計画期間内に評価を実施する。